

佐渡市国民保護計画

佐 渡 市

は じ め に

我が国の平和と安全を確保するためには、国の外交努力により武力攻撃事態を未然に回避することが重要であります。こうした外交努力にもかかわらず、外国からの武力攻撃や大規模テロにより国民に被害が及ぶ事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するための法律が国民保護法です。

佐渡市国民保護計画は、恒久の平和を願う佐渡市が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーヴ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急処理事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、佐渡市にいるすべての人を保護するため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。佐渡市では、この計画を基本として、有事等の際住民を保護するための活動に努めます。

国民保護は万一の有事等の際に住民の生命、身体、財産を守るものであります。

佐渡市は、恒久の平和を願い、国際交流などを通じて相互の理解を深めるよう努めるとともに、万一有事が発生したときのことを考えて、住民の安全と基本的人権を最大限確保するため国民保護に取り組むものです。

目 次

はじめに

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急処理事態	12
第2編	平素からの備えや予防	13
第1章	組織・体制の整備等	13
第1	市における組織・体制の整備	13
1	市の各部課室における平素の業務	13
2	市職員の参集基準等	14
3	消防機関の体制	16
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的考え方	17
2	県との連携	18
3	他の市町村との連携	18
4	指定公共機関等との連携	19
5	ボランティア団体等に対する支援	19
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	20
1	基本的考え方	20
2	警報等の伝達に必要な準備	21
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5	研修及び訓練	24
1	研修	24
2	訓練	24

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	避難実施要領のパターンの作成	27
3	救援に関する基本的事項	27
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
5	避難施設の指定への協力	28
6	生活関連等施設の把握等	29
7	医療救急体制の整備	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	30
1	市における備蓄	30
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
第4章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	33
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	33
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
第2章	市対策本部の設置等	35
1	市対策本部の設置	35
2	通信の確保	40
第3章	関係機関相互の連携	41
1	国・県の対策本部との連携	41
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	41
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	42
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	42
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	43
6	市の行う応援等	43
7	ボランティア団体等に対する支援等	43
8	住民への協力要請	44
第4章	警報及び避難の指示等	45
第1	警報の伝達等	45
1	警報の伝達等	45
2	警報の内容の伝達方法	46
3	緊急通報の伝達及び通知	47
第2	避難住民の誘導等	48
1	避難の指示の通知・伝達	48
2	避難実施要領の策定	49
3	避難住民の誘導	51

	4	避難所における住民の協力	54
	5	事態に応じた避難の種類と対処	54
第5章		島外避難	56
	1	避難の準備	56
	2	関係機関への連絡	56
	3	避難の実施	57
	4	島外避難に係る留意点	57
第6章		救援	58
	1	救援の実施	58
	2	関係機関との連携	58
	3	救援の内容	59
	4	医療救援活動	59
	5	遺体の埋葬及び火葬	60
第7章		安否情報の収集・提供	61
	1	安否情報の収集	61
	2	県に対する報告	62
	3	安否情報の照会に対する回答	62
	4	日本赤十字社に対する協力	63
第8章		武力攻撃災害への対処	64
第1		武力攻撃災害への対処	64
	1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
	2	武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2		応急措置等	65
	1	退避の指示	65
	2	警戒区域の設定	66
	3	応急公用負担等	67
	4	消防に関する措置等	68
第3		生活関連等施設における災害への対処等	70
	1	生活関連等施設の安全確保	70
	2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	70
第4		NBC攻撃による災害への対処等	72
	1	NBC攻撃による災害への対処	72
第9章		被災情報の収集及び報告	74
第10章		保健衛生の確保その他の措置	75
	1	保健衛生の確保	75
	2	廃棄物の処理	76
第11章		国民生活の安定に関する措置	77
	1	生活関連物資等の価格安定	77
	2	避難住民等の生活安定等	77
	3	住宅対策	78

4	生活基盤等の確保	78
第12章	特殊標章等の交付及び管理	79
第4編	復旧等	81
第1章	応急の復旧	81
1	基本的考え方	81
2	公共的施設の応急の復旧	81
第2章	武力攻撃災害の復旧	82
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	82
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	82
2	損失補償及び損害補償	82
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	83
第5編	緊急対処事態への対処	84
1	緊急対処事態	84
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84
	用語集	85